

観光地形成促進地域における税制措置

趣旨

国内外からの観光客の誘客、観光資源の持続的利用、観光の高付加価値化等によって観光産業の一層の振興を図るとともに、高い国際競争力を有する観光地の形成を図る。

地域範囲

沖縄県全域



出典：OKINAWA 41

措置概要

①投資税額控除

- ・控除率：機械装置15%、建物等8% ※限度額あり、4年間繰越可
- ・取得下限額：機械装置、建物等の合計額が1,000万円超
- ・事業計画等について、県知事による所要の認定及び主務大臣による所要の確認を受けた場合に適用

②地方税(事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税)の課税免除等

※各措置には、それぞれ別途適用要件あり。

対象施設

スポーツ・レクリエーション施設	水泳場
	スケート場
	トレーニングセンター
	ゴルフ場
	テーマパーク
ボーリング場 ※地方税のみ	

教養文化施設	劇場
	動物園
	植物園
	水族館
	文化紹介体験施設

休養施設	展望施設
	温泉保養施設
	スパ施設

集会施設	会議場施設
	研修施設
	展示施設 ※地方税のみ
	結婚式場
販売施設	販売施設

適用期限

令和9年3月31日まで

※下線部は令和7年度税制改正における拡充等